

議案第 64 号

伊賀市地区市民センター条例及び伊賀市介護予防センターの設置及び管理に
関する条例の一部改正について

伊賀市地区市民センター条例及び伊賀市介護予防センターの設置及び管理に関する条例
の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 27 年 6 月 1 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市地区市民センター条例及び伊賀市介護予防センターの設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例

(伊賀市地区市民センター条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市地区市民センター条例（平成 16 年伊賀市条例第 27 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 2 条の表中「 | 高尾地区市民センター | 伊賀市高尾 2450 番地 |」
を「 | 高尾地区市民センター | 伊賀市高尾 2450 番地 1 |」に改める。

(伊賀市介護予防センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊賀市介護予防センターの設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第
138 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表高尾介護予防センターの項中「2450 番地」を「2450 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。